

酒田市ネーミングライツパートナー募集要項【提案募集型】

1 募集の目的

酒田市（以下「市」という。）では企業等への広告の機会を拡大し、それによる新たな財源の確保や施設における市民サービスの向上を目的とし、市の公共施設に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について対価を支払って取得することができるネーミングライツパートナーを募集します。

2 ネーミングライツの対象施設

（1）対象

- ア 市道 酒田市が認定している全ての道路
- イ 橋梁 酒田市が管理している市道上の橋梁
- ウ その他市長が適当と認めた公共施設等
- ※ 市道等の一部分についての応募も可能です。

特定の区域について応募前に市、関係団体等と協議が必要な場合があります。

（2）ネーミングライツ料 20万円以上（年額・税別）

ネーミングライツ料は、審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

（3）契約期間 3年以上

契約期間は、審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

3 愛称の付与の範囲

（1）愛称は、施設にふさわしいか、親しみやすいかなど、市民の理解を得られるものとしてください。

（2）愛称には企業名、商品名等を冠した名称を付与することができます。ただし、条例で定められている施設名称等に変更しないものとします。

（3）次のうち一つでも該当する場合は、愛称として使用できません。

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 政治、選挙活動及び宗教活動に関するもの
- ウ 意見広告及び名刺広告に関するもの
- エ 風俗営業に関するもの
- オ 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- カ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- キ 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- ク 施設の設置目的又は所在地を誤認させるもの
- ケ その他市長が不適当と認めるもの

（4）企業ロゴ等のデザインは、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であるものに限り、使用することができます。ただし、道路標識等と認識させるもの、蛍光、反射性の塗料等を用いたもの、不適切な運転等を連想させるもの等、使用する企業ロゴ等のデザインとして不適切なものであると市が判断した場合は、使用することができません。

- (5) 契約期間中の愛称の変更は、行うことができません。ただし、決定した愛称が公の施設にふさわしくないと認められる場合、その他やむを得ない理由により愛称を変更する必要が生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議の上、愛称を変更できるものとします。
- (6) 市は、市民や施設利用者の混乱を招くことがないように、愛称が定着したと判断するまでは、市作成の印刷物等において、施設の正式名称を併記するなどの対応をすることがあります。

4 愛称の使用開始時期

ネーミングライツパートナーに関する契約（以下「契約」という。）を締結した後、令和8年4月1日から愛称の使用を開始することができます。

5 ネーミングライツ料の納付

- (1) ネーミングライツ料は、年度払いとし、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により一括納付を原則とします。
- (2) 既納されたネーミングライツ料は、次に該当するときは還付します。
- ア 市の都合により契約解除したとき
 - イ 市が公共施設等のイメージを著しく損ない、ネーミングライツパートナーの申し出により契約解除したとき
 - ウ 公共施設等の損壊等により、施設全面が一般使用できなくなったとき。ただし、次に該当するときは除きます。
 - (ア) 災害により避難所開設等で使用できなくなったとき
 - (イ) 選挙の開票等で使用できなくなったとき
 - エ その他市長が特に認めたとき

6 ネーミングライツパートナーの特典

- (1) 市と協議の上、愛称が記載された看板を設置することができます。
- (2) 市は可能な限り、市が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等へ愛称を表示します。
- (3) 上記(1)に伴う道路占用料を免除します。

7 費用負担

区分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更 ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が作成するチラシ等の印刷物及びHP等の表示変更 ※2	○	

※1 看板等の表示変更は、市及び関係機関との協議が必要となります。また、必ずしも

愛称が記載された看板を設置しなければならないというものではありません。

- ※2 可能な限り対応しますが、契約時にすでに印刷済みである等、愛称の記載ができない場合もあります。

8 知的財産権

愛称に関する知的財産権は、ネーミングライツパートナーに帰属し、市が無償で使用することを認めるものとします。

愛称の表示に関連して第三者との間で紛争が生じた際は、市は一切の責任を負わないものとします。

9 応募資格

- (1) ネーミングライツパートナーは、次のいずれにも該当しない法人格を有する企業等が応募できます。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸付を主な業として営む者

ウ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する暴力団員である者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者

オ ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から6か月前の日までに市の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者

カ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者

キ 市税等に滞納がある者

ク その他市長が不相当と認める者

- (2) 応募があった企業等が暴力団等であるか否かについて、山形県警察本部に照会することがあります。

10 愛称の表示

- (1) 看板等による愛称の表示については、ネーミングライツパートナーとして選定した後、具体的な表示内容、方法、設置場所等について協議します。

- (2) 愛称の表示にあたっては、山形県屋外広告物条例（昭和36年県条例第16号）に定める基準を満たす必要があります。

11 応募方法

- (1) 募集期間

令和7年12月16日から令和8年1月15日まで

- (2) 応募方法

ア 持参の場合 開庁日の午前9時から午後5時まで

イ 郵送の場合 令和8年1月15日到着分まで ※到着日を受付日とします。

(3) 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。なお、応募書類は返却できません。

- ア ネーミングライツ申込書（特定募集型又は提案募集型）（様式第1号）
- イ 企業の活動内容がわかるような企業案内パンフレット等
- ウ 印鑑証明書
- エ 誓約書（様式第2号）
- オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- カ 市が発行する納税証明書
- キ 役員名簿（様式第3号）

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市総務部財政課アセットマネジメント係

1.2 選定方法等

(1) ネーミングライツパートナー交渉者の決定

- ア 市が設置する選定委員会において、応募内容を審査し採点した後に交渉者を決定します。
- イ 応募が複数の場合は、最高点を獲得した応募者に決定します。なお、応募が1者のみの場合でも採点を行い、交渉者にふさわしいか否かを決定します。
- ウ 応募者には結果が決定した後、速やかに通知します。

(2) 交渉者との協議

交渉者を決定した後、具体的な表示内容、方法等も含めた契約内容について、詳細に協議します。

なお、市は、市と交渉者との間で、契約内容について合意の可能性がないと市が判断した場合は、交渉者との契約の交渉を打ち切るものとします。

(3) ネーミングライツパートナーの決定等

- ア 上記(2)の協議の結果、合意に至った場合、交渉者をネーミングライツパートナーに決定します。
- イ ネーミングライツパートナー決定後、市のホームページ等において、その内容を公表します。

1.3 契約方法

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

(2) 契約の解除

契約の締結後に、応募資格に該当しないこととなった場合又は酒田市ネーミングラ

イツパートナー導入基準第11条に該当した場合は、市は契約を解除することがあります。この場合、原状回復に係る経費はネーミングライツパートナーの負担とします。

1.4 問い合わせ先

酒田市総務部財政課アセットマネジメント係

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

電話 0234-26-5709（直通）

FAX 0234-26-9836

E-mail zaisei@city.sakata.lg.jp